

# 学校保健について

## 保健室

保健室は、健康診断・発育測定・健康相談・救急処置・保健指導等を通して、健康の保持増進と、生涯を健康で豊かに生きる力の育成をめざし、心身の健全な発達と健康で安全な学校生活を支援する場所です。

## 学校で行う救急処置

- ① 小さなすり傷や切り傷をした場合は、簡単な応急処置をします。
- ② 頭痛や腹痛等で少し休んで回復しそうな時は休養し、回復した後活動場所に戻り活動に参加します。
- ③ 体調不良で回復が見込めない状態や、感染症の疑いがある場合、大きなけがの場合等は、保護者の方へご連絡をし、お迎えの依頼をすることもあります。

※発熱に限らず全身状態で判断します。

- ④ 緊急に受診が必要な場合、保護者の方へご連絡の上、近隣の医療機関へ教員が引率して、診療を受ける場合があります。ご連絡がつかない場合は、状態により、医療機関搬送を優先させていただく場合もありますことをご了承ください。決められた搬送先医療機関がある場合には、保健調査票等で事前にお知らせください。

## 出席停止

学校は多くの子どもの集団の場です。ひとりの子の発病によってその病気が次々に広がっていくようなことは防がなくてはなりません。学校保健安全法で、指定されている感染症にかかれた場合は、医師の許可が出るまで出席停止となります。また、医師の指導により、自宅療養となるため、欠席扱いにはなりません。

## 学校感染症の種類

第一種：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）等

第二種：インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症

第三種：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

その他の感染症：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑（リンゴ病）、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）等  
その他医師が指示するもの

## 手続きのしかた

- ① 感染症とわかったら、すぐに学校へご連絡ください。
- ② 医師の指示に従い、回復するまで十分に休養をとってください。
- ③ 医師により感染のおそれがないと認められ、別紙「登校許可証明書」に証明を得た後、「登校許可証明書」の提出をもって、登校可能となります。

※「登校許可証明書」は、学校のホームページからもダウンロードできます。

※医療機関にある用紙でも結構です。

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については「登校許可証明書」の代わりに「療養報告書」を保護者の方に記入していただき、登校時に提出していただいています。「療養報告書」も学校のホームページからもダウンロードできます。

## 日本スポーツ振興センター災害共済の契約

日本スポーツ振興センター災害共済とは、学校管理下（登下校中・授業中・休憩時間中・放課後など）で発生した災害（けが等）において、治療費や見舞金等が法で定められた範囲内で給付される互助共済制度です。全員加入です。

・掛金年額（予定）＊年度により、金額は変動します。4月にあらためてご案内します。

小学部・中学部 約935円（保護者負担 約460円 大学の補助負担 約475円）

高等部 約2,165円（保護者負担 約1,700円 大学の補助負担 約465円）

## 手続きの仕方

① 医療機関で治療を受けると同時に保健室にお知らせください。

ただし、総医療費が通常の窓口（医療費3割負担）で1,500円以上の場合のみ対象となります。

② 学校から規定の用紙を受け取り、各月ごとに医療機関でご記入いただいた上で学校にご提出ください。

審査の後、日本スポーツ振興センターより大学を通して医療費の4割が口座振替にて給付されます。

※給付されるまでの医療費については、ご家庭でお支払いいただくことになります。

※他の法令規定による給付等（各市町村による「子ども医療費助成」等）は使用しないでください。使用した場合は、保健室にご相談ください。

## 服薬

本校では、お子さまの健康管理上、学校での服薬等が必要不可欠な場合、以下の原則に基づき、保護者様からの依頼を受けております。

- |    |                              |
|----|------------------------------|
| 原則 | 1 保護者から「依頼書」を提出していただきます。     |
|    | 2 医療機関や薬局等で受け取る「薬の説明書」が必要です。 |

学校において、定時の服薬を希望される場合は、別紙「令和6年度学校における服薬等の手続きについて」をお読みいただき、入学式に必要な文書をご提出ください。

## 受診連絡票

定期通院や、体調を崩された等で医療機関を受診された際に、保護者の方がご記入し、ご提出ください。お子さまの保健管理のために通院の様子や服薬状況、医師からの指導事項等をお知らせいただいております。

## 保健調査

この調査は、お子さまの発育や健康状態を知り、保健管理・生活支援・健康診断等の参考資料とするためのものです。また、緊急時にも使用します。現在の状況をできるだけ具体的にご記入くださるようお願いいたします。入学式に学級担任までご提出ください。

なお、年度途中で変更が生じた際には、申し出て訂正、追記していただきますようお願いいたします。

## 入学までの生活

「早寝・早起き・朝ごはん」の規則正しい生活を心がけてください。新しい学校生活は全ての環境が変わり（登下校方法・学校・教室・友達・担任・時間・内容等）疲れやすいものです。そして、入学後、新しい学校生活がスタートしたら、ご家庭での健康観察から見える、お子さまの「いつもの違い」を担任にお伝えください。また、引き続き感染症予防に留意していただくようお願いいたします。